

第1節

# 消防体制

## 1. 消防組織

### (1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の職員が勤務している。平成26年4月1日現在では、全国に752消防本部、1,703消防署が設置されている（第2-1-1表）。

消防職員は16万1,244人であり、うち女性職員は4,290人である（第2-1-1表、第2-1-1図）。

市町村における現在の消防体制は、大別して、〔1〕消防本部及び消防署（いわゆる常備消防）と消防団（いわゆる非常備消防）とが併存している市町村と、〔2〕消防団のみが存する町村がある。

平成26年4月1日現在、常備化市町村は1,685市町村、常備化されていない町村は35町村で、常備化されている市町村の割合（常備化率）は98.0%（市は100%、町村は96.2%）である。山間地や離島にある町村の一部を除いては、ほぼ全国的に常備化されており、人口の99.9%が常備消防によってカバーされている。

このうち一部事務組合又は広域連合により設置している消防本部は296本部（うち広域連合は21本部）であり、その構成市町村数1,097市町村（361市、596町、140村）は常備化市町村全体の65.1%に相

当する。また、事務委託をしている市町村数は132市町村（32市、82町、18村）であり、常備化市町村全体の7.8%に相当する（第2-1-2図）。

### (2) 消防団

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っている。

平成26年4月1日現在、全国の消防団数は2,221団、消防団員数は86万4,347人であり、消防団はすべての市町村に設置されている（第2-1-1表、第2-1-1図）。

消防団は、

- ・地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）
- ・要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5.4倍）
- ・即時対応力（日ごろからの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）

といった3つの特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防御等を、国民保護の場合は避難住民の誘導

第2-1-1表 市町村の消防組織の現況

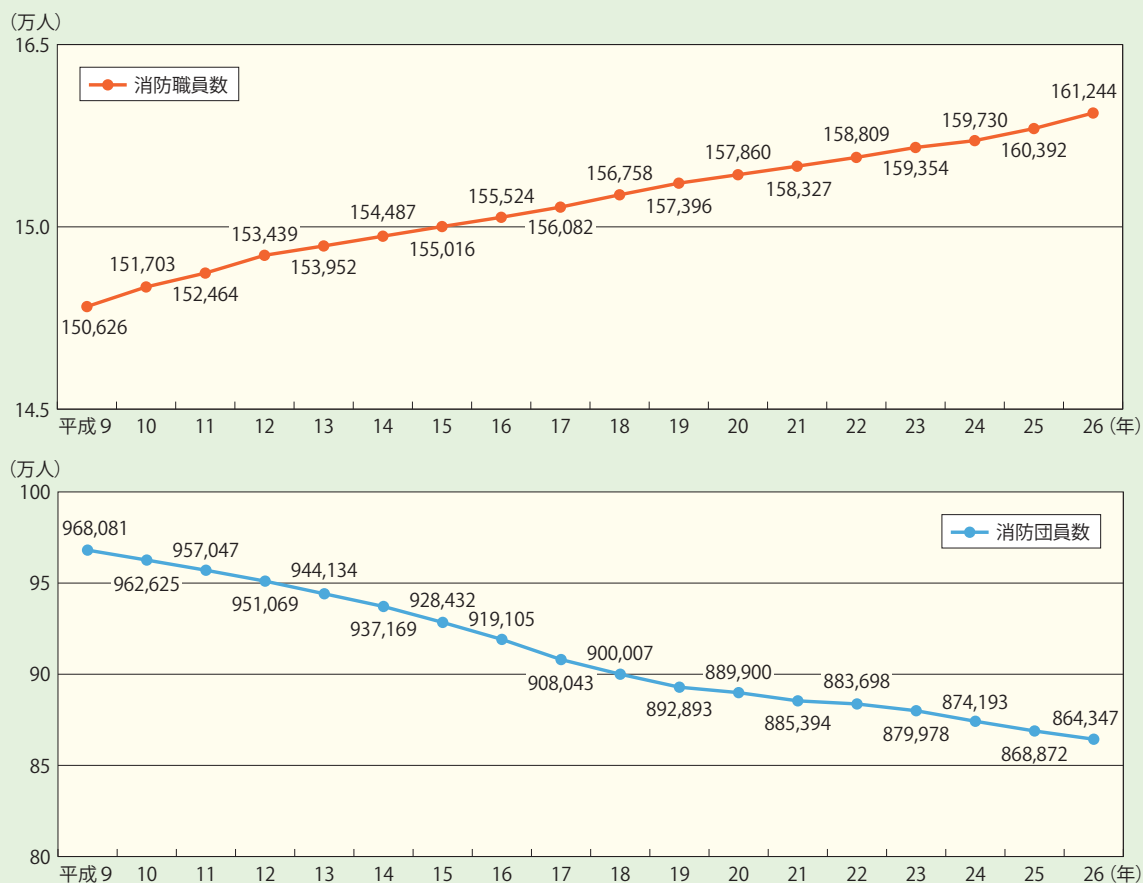
(各年4月1日現在)

区 分		平成25年	平成26年	比較	
				増減数	増減率 (%)
消 防 本 部	消 防 本 部	770	752	△18	△2.3
	内 訳 { 単 独 { 市 町 ・ 村	407	398	△9	△2.2
		59	58	△1	△1.7
		一部事務組合等	304	296	△8
	消 防 署	1,700	1,703	3	0.2
	出 張 所	3,162	3,153	△9	△0.3
消 防 職 員 数	消 防 職 員 数	160,392	161,244	852	0.5
	うち女性消防職員数	4,124	4,290	166	4.0
消 防 団	消 防 団	2,224	2,221	△3	△0.1
	分 団	22,568	22,560	△8	△0.0
	消 防 団 員 数	868,872	864,347	△4,525	△0.5
	うち女性消防団員数	20,785	21,684	899	4.3

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」及び「消防本部及び消防団に関する異動状況の報告」により作成

## 第2-1-1図 消防職団員数の推移

(各年4月1日現在)



- (備考)
- 「消防防災・震災対策現況調査」により作成
  - 東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。
  - 東日本大震災の影響により、平成24年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値（平成22年4月1日現在）により集計している。

等を行うこととなっており、特に消防本部・消防署が設置されていない非常備町村にあっては、消防団が消防活動を全面的に担っているなど、地域の安全確保のために果たす役割は大きい。

また、消防団は、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開しており、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。



平成26年8月豪雨による広島市土砂災害での広島市消防団の活動

第2-1-2図 消防本部の設置方式の内訳

(平成26年4月1日現在)

消防本部数		市 町 村				常備/非常備	
		市	町	村			
752		1,685	791	735	159	常備市町村	
単独	456	456	398	57	1	設置方式	単独 一部事務組合等構成 事務委託
一部事務組合等	296	1,097	361	596	140		
		132	32	82	18	非常備町村	
		35	—	11	24		
		1,720	791	746	183	合 計	

(備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成  
 2 23区は1市として単独消防本部に計上  
 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

2. 消防防災設備・施設等

(1) 消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要なとなる消防ポンプ自動車、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む）、化学消防車、救急自動車、救助工作車、消防防災ヘリコプター等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている（第2-1-2表）。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消防庁では、消火活動時における消防隊員の安全性の向上のため、平成22年度に「消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会」を開催し、消防

隊員用個人防火装備（以下「個人防火装備」という。）に求められる性能等について検討を行い、平成23年5月に「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。

ガイドラインは、火災発生建物へ屋内進入する可能性のある消防吏員の防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽を対象に、耐炎性、耐熱性等の熱防護性や、快適性、運動性等の機能について、消火活動を実施する上で安全上必要と思われる一定の性能及びその試験方法を定めたほか、安全な着装方法などの基本事項及びメンテナンスなど取扱い上の注意事項を明記している。

各消防本部においては、地域特性や消防戦術等を考慮し、ガイドラインを参考としながら、個人防火装備の仕様について検討を行い、消防隊員は、個人防火装備の持つ性能等を教育訓練で理解した上で、十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施することが必要とされている。

なお、防火服等の消防隊員用個人防護装備に関する国際規格については、ISO(国際標準化機構)の人体安全の防護衣及び装置に関する専門委員会及びその下部組織である分科委員会 (ISO/TC94/SC14) において、建物火災用個人防護装備(防火服、防火手袋、防火靴及び防火帽)の新たな国際規格の作成に向けた審議がされており、これに対して、日本国内では消防庁も委員として参加しているSC14国内対策委員会において審議が行われている。

第2-1-2表 消防車両等の保有数

(平成26年4月1日現在) (単位：台、艇、機)

区 分	消防本部	消防団	計	
消防ポンプ自動車	7,704	14,250	21,954	
はしご自動車	1,204	0	1,204	
化学消防車	1,001	5	1,006	
救急自動車	6,114	0	6,114	
指揮車	1,870	873	2,743	
救助工作車	1,246	0	1,246	
その他の消防自動車	8,720	1,797	10,517	
小型動力ポンプ	3,597	51,491	55,088	
内訳	自動車に積載	446	35,538	35,984
	台車に積載	1,270	2,730	4,000
	上記以外	1,881	13,223	15,104
消 防 艇	44	10	54	
消防防災ヘリコプター	33	0	33	

(備考) 「消防防災・震災対策現況調査」、「救急業務実施状況調」、「救助業務実施状況調」により作成

### (3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話、消防通信網等がある。

#### ア 119番通報

火災報知専用電話は、通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を消防機関が受信するための専用電話をいう。

なお、電気通信番号規則において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている（P. 221「第2-10-2図 消防防災通信ネットワークの概要」参照）。

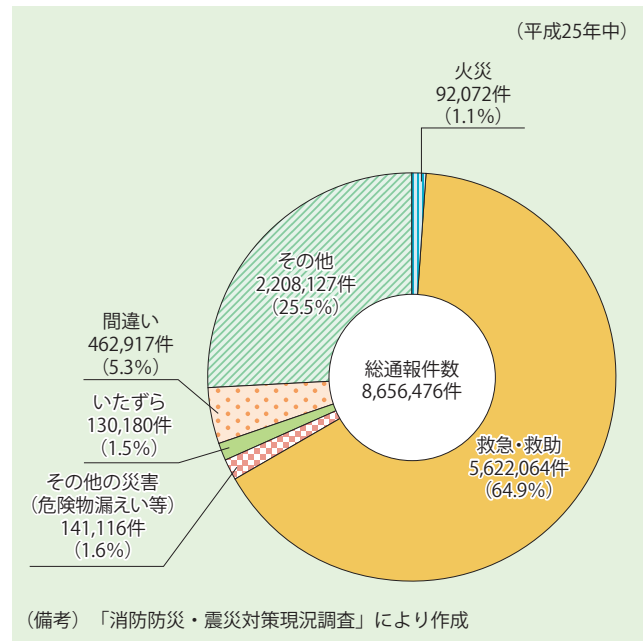
平成25年中の119番通報件数は、865万6,476件となっており、その通報内容別の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の64.9%を占めている（第2-1-3図）。

近年の携帯電話・IP電話<sup>\*1</sup>等（以下「携帯電話等」という。）の普及に伴い、携帯電話等による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、それぞれ35.9%、20.9%となっている（第2-1-4図）。

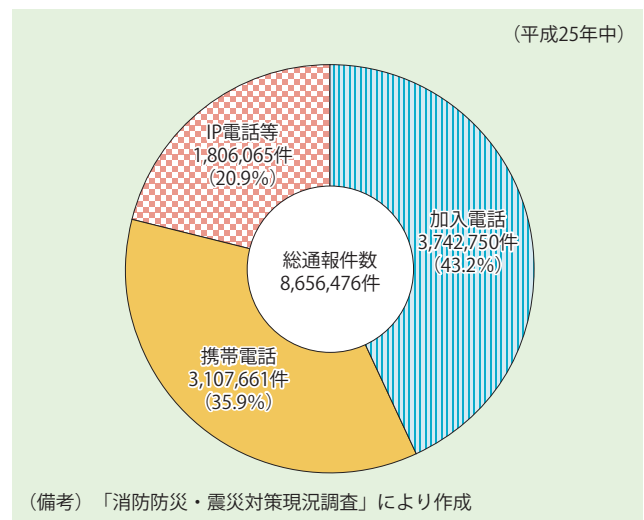
119番通報を受信する消防機関では、通報者とのやり取りの中で、災害地点や災害情報の聞き取りを行っているが、高機能消防指令センターを導入する消防機関では119番通報によってモニター上の地図に通報場所などの位置情報を表示することが可能となっている。特に、携帯電話からの119番通報については、発信者が周辺の地理に不案内な場合も多い等の課題があったが、平成19年4月から、携帯電話等からの119番通報時に発信場所の位置情報が各消防機関に通知されるシステム（以下「位置情報通知システム」という。）の運用が始まった。

さらに、全国の消防機関の財政負担の軽減を図るため、消防庁では、この位置情報通知システムと従来の固定電話からの新発信地表示システム<sup>\*2</sup>との統合について検討を進めてきたが、平成21年3月に

第2-1-3図 119番通報件数（通報内容別）



第2-1-4図 119番通報件数（回線区分別）



取りまとめた「新発信地表示システムと位置情報通知システムの統合あり方に関する検討会」の報告を受け、平成21年10月から統合型位置情報通知システムの運用を開始した。

これにより、平成26年4月1日現在、「位置情報通知システム」や「統合型位置情報通知システム」により、携帯電話等からの119番通報時に位置情報を把握できる消防本部数は、600本部（うち統合型位置情報通知システム362本部）となっている。

\* 1 IP (Internet Protocol) 電話：電話通信ネットワークと電話端末との接続点においてIP技術を利用して提供する音声電話サービス

\* 2 新発信地表示システム：東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の固定電話から119番通報に係る発信者の位置情報（住所情報）を消防本部に通知するシステム

### イ 消防通信網等

消防救急無線は、消防本部から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達及び情報収集を行う場合に必要とされる重要な設備である（第2-1-5図）。また、消防電話は、消防本部、消防署及び出張所相互間において、通報を受けた場合に同時伝達、指令等の連絡に使われる専用電話である（第2-1-5図）。

一方、消防防災ヘリコプターに搭載されたカメラ等で撮影された映像情報は、衛星通信ネットワークを活用して、全国や地域で利用されている。

#### （4）消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

人工水利は、火災発生場所の近くで常に一定の取

水が可能であることから、消防活動時に消防水利として活用される頻度が高いものである。特に阪神・淡路大震災以降は、大規模地震に対する消防水利対策として、耐震性を備えた防火水槽等の整備が積極的に進められている（第2-1-3表）。

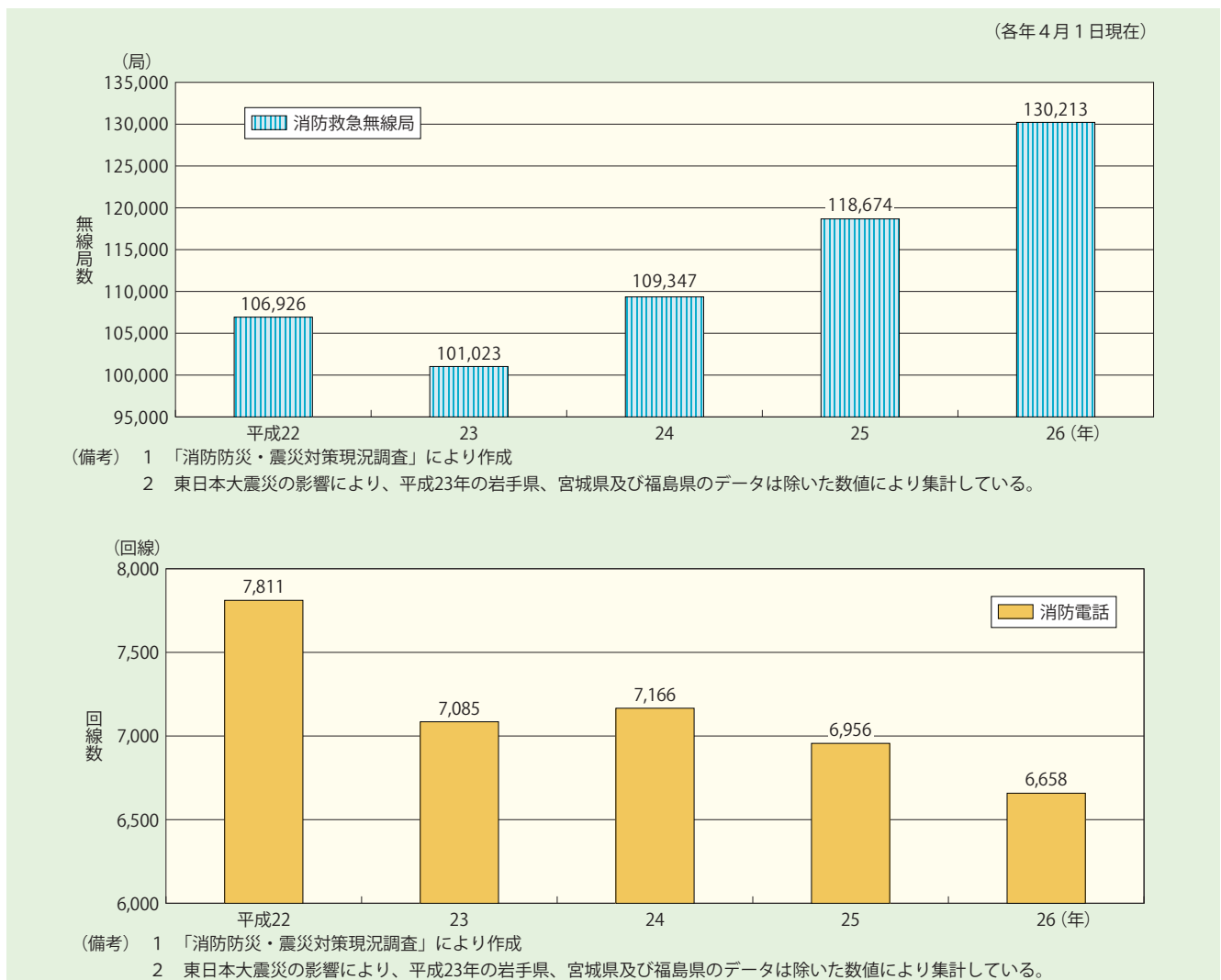
第2-1-3表 消防水利（主な人工水利）の整備数

（各年4月1日現在）

区 分	平成25年	平成26年	比較	
			増減数	増減率(%)
全 国 の 整 備 数	2,363,511 (100.0)	2,393,210 (100.0)	29,699	1.3
消 火 栓	1,818,955 (77.0)	1,844,586 (77.1)	25,631	1.4
防 火 水 槽	523,060 (22.1)	527,766 (22.1)	4,706	0.9
20m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup> 未満	106,767	106,717	-50	△0.0
40m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup> 未満	372,814	377,030	4,216	1.1
60m <sup>3</sup> 以上	43,479	44,019	540	1.2
井 戸	21,496 (0.9)	20,858 (0.9)	-638	△3.0

（備考） 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成  
2 ( ) は、構成比を示し、単位は%である。

第2-1-5図 通信施設等の状況



また、自然水利は、取水量に制限がなく長時間に渡る取水が可能な場合が多いため、人工水利とともに消防水利として重要な役割を担っている。その反面、季節により使用できない場合や、取水場所などに制限を受ける場合もあるため、消防水利の整備に当たっては、人工水利と自然水利を適切に組み合わせ配置することが求められる。

### 3. 消防財政

#### (1) 市町村の消防費

##### ア 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における平成24年度の消防費歳出決算額（東京消防庁を含む。以下同じ。）は1兆9,068億円で、前年度に比べ679億円（3.7%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額54兆3,487億円に占める消防費決算額の割合は3.5%となっている（第2-1-4表）。

#### イ 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

平成24年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は3万4,308円であり、住民1人当たりでは1万4,853円となっている（第2-1-4表）。

#### ウ 経費の性質別内訳

平成24年度消防費決算額1兆9,068億円の性質別内訳は、人件費1兆3,082億円（全体の68.6%）、物件費1,910億円（同10.0%）、普通建設事業費3,268億円（同17.1%）、その他808億円（同4.2%）となっており、およそ3分の2を人件費が占めている。

これを前年度と比較すると、人件費が266億円（2.0%）減少し、物件費が51億円（2.7%）増加し、普通建設事業費が1,010億円（44.7%）増加している（第2-1-5表）。

#### (2) 市町村消防費の財源

##### ア 財源構成

平成24年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が1兆5,894億円（全体の83.4%）、次いで地方債2,064億円（同10.8%）、国庫支出金324億円（同1.7%）となっている（第2-1-6表）。

第2-1-4表

普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年度	普通会計 決算額 (百万円) (A)	消防費 決算額 (百万円) (B)	1世帯 当たり 消防費 (円)	住民1人 当たり 消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)
22	52,293,306	1,779,224	33,226	14,095	3.4
23	53,062,922	1,838,835	33,945	14,518	3.5
24	54,348,736	1,906,771	34,308	14,853	3.5

- (備考) 1 「地方財政の状況」(総務省)及び「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」(総務省)により作成  
2 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。  
3 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。  
4 普通会計決算額には東京消防庁を含む。

#### イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており（地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。）、平成26年度は、平成25年度の地方公務員給与費の削減の復元、非常備消防費における消防団の安全確保装備等の充実等により、単位費用は1万1,200円（対前年度比3.7%

第2-1-5表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

(単位：億円、%)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,705	76.2	13,491	73.8	13,281	74.6	13,348	72.6	13,082	68.6
物件費	1,690	9.4	1,780	9.7	1,709	9.6	1,859	10.1	1,910	10.0
普通建設事業費	1,879	10.4	2,280	12.5	2,056	11.6	2,258	12.3	3,268	17.1
補助事業費	317	1.8	403	2.2	397	2.2	360	2.0	785	4.1
単独事業費	1,561	8.7	1,874	10.3	1,654	9.3	1,895	10.3	2,476	13.0
受託事業費	1	0.0	3	0.0	5	0.0	3	0.0	7	0.0
その他	722	4.0	728	4.0	746	4.2	923	5.0	808	4.2
計	17,996	100.0	18,278	100.0	17,792	100.0	18,388	100.0	19,068	100.0

- (備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成  
2 単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-1-6表 市町村消防費決算額の財源内訳

(単位：億円、%)

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
一般財源等	16,483	91.6	16,637	91.0	16,219	91.2	16,375	89.1	15,894	83.4
特定財源	1,513	8.4	1,640	9.0	1,573	8.8	2,014	11.0	3,174	16.6
国庫支出金	150	0.8	186	1.0	165	0.9	170	0.9	324	1.7
地方債	965	5.4	1,069	5.8	977	5.5	1,246	6.8	2,064	10.8
使用料、手数料	34	0.2	32	0.2	30	0.2	31	0.2	35	0.2
その他	365	2.0	353	1.9	401	2.3	566	3.1	751	3.9
計	17,996	100.0	18,278	100.0	17,792	100.0	18,388	100.0	19,068	100.0

(備考) 1 「地方財政統計年報」(総務省)により作成  
2 単位未満四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

第2-1-7表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度 伸び率 (%)	基準財政 需要額 (百万円)	対前年度 伸び率 (%)
22	11,400	3.6	1,646,289	4.1
23	11,200	△1.8	1,621,712	△1.5
24	11,300	0.9	1,632,812	0.7
25	10,800	△4.4	1,566,581	△4.1
26	11,200	3.7	1,612,867	3.0

(備考) 1 「地方交付税関係計数資料」(総務省)により作成  
2 平成18年度まで消防費等の各費目に計上されていた追加財政需要額については、平成19年度から包括算定経費において一括計上されている。

増)となり、基準財政需要額は1兆6,129億円(同3.0%増)となっている(第2-1-7表)。

## ウ 国庫補助金

市町村の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金とがあり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金(以下「施設補助金」という。)と緊急消防援助隊設備整備費補助金(以下「緊急隊補助金」という。)等がある。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1の補助を行っている。なお、国の特別法等において、補助率の嵩上げが規定されているものがある。例えば、地震防災対策特別措置法の地震防災緊急事業五箇年計画に基づき実施される事業のうち、耐震性貯水槽等の施設に対しては2分の1、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法等に基づく整備計画等に掲げる施設に対しては10分の5.5等の補助を行っている。

緊急隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

施設補助金は、平成23年度から都道府県分、平成24年度から指定都市分が地域自主戦略交付金の対象とされ、内閣府に一括して予算計上されていた。しかし、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)において、地域自主戦略交付金を廃止し、各省庁の交付金等に移行するとされたことから、平成24年度補正予算(第1号)から都道府県分及び指定都市分は施設補助金の対象となっている。ただし、都道府県分のうち沖縄県分については、平成24年度から沖縄振興公共投資交付金の対象とされているが、平成26年度においても引き続き内閣府に一括して予算計上されている。

平成26年度予算については、「好循環実現のための経済対策」(平成25年12月5日閣議決定)に沿って編成された平成25年度補正予算(第1号)と併せて編成されており、施設補助金については平成26年度当初予算16.2億円、緊急隊補助金については平成25年度補正予算(第1号)20.0億円(消防救急デジタル無線設備分のみ)及び平成26年度当初予算49.0億円を計上した。

施設補助金及び緊急隊補助金のほか、消防庁以外の予算により消防費に関する財源とされる国庫補助金等については、「オ その他」に記載している。

## エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である(第2-1-8表)。

このうち、防災対策事業は、地域における「災害等に強い安心安全なまちづくり」を目指し、住民の安心安全の確保と被害の軽減を図るため、防災基盤整備事業及び公共施設等耐震化事業等として実施されているもので、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。なお、防災対

## 第2-1-8表 市町村等の消防防災施設等整備に係る地方債発行（予定）額の推移

（単位：百万円、％）

区 分	平成22年度	平成23年度 (A)	平成24年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (C) (B) - (A)	増減率 (C)/(A)
緊急防災・減災事業（単独）	—	25,109	59,166	34,057	135.6
教育・福祉施設等整備事業	13,474	13,377	24,330	10,953	81.9
一般補助施設整備等事業	7,374	6,624	16,753	10,130	152.9
施設整備事業（一般財源化分）	6,100	6,754	7,577	823	12.2
一般単独事業	42,481	52,745	57,526	4,781	9.1
一般事業（消防・防災施設）	19,133	22,708	29,659	6,951	30.6
防災対策事業	23,348	30,037	27,867	△ 2,170	△ 7.2
防災基盤整備事業	17,073	23,642	25,368	1,726	7.3
公共施設耐震化事業	6,275	6,395	2,499	△ 3,897	△ 60.9
辺地対策事業	1,138	1,665	1,560	△ 105	△ 6.3
過疎対策事業	7,838	11,339	16,642	5,303	46.8
合 計	64,931	104,235	159,224	54,988	52.8

（備考） 1 「総務省自治財政局調査」をもとに作成。東京消防庁を含む。

2 緊急防災・減災事業（単独）、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業並びに辺地対策事業及び過疎対策事業のうち、消防防災施設等整備事業に係る額を記載している。

3 教育・福祉施設等整備事業では、消防防災施設等のほかに学校教育施設等、社会福祉施設及び一般廃棄物処理施設も整備できるものである。

4 平成18年度から新たに一般補助施設整備等事業が教育・福祉施設等整備事業の一部とされている。

5 防災対策事業のうち自然災害防止事業としては、消防防災施設等は整備できないものである。

6 合併特例事業及び災害復旧事業においても消防防災施設等は整備できることとされている。

7 単位未満を四捨五入しているため、合計等が一致しない場合がある。

策事業の平成26年度地方債計画額は871億円である。

防災基盤整備事業は、防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業、公共施設及び公用施設の津波浸水想定区域内からの移転事業、消防広域化関連事業等を対象としている。

公共施設等耐震化事業は、地域防災計画、その耐震改修を進める必要のある公共施設及び公用施設の耐震化を対象としている。

また、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、①大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備、②大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築、③津波対策の観点から移転が必要と位置付けられた公共施設等の移設、④消防広域化事業、⑤地域防災計画に定められた公共施設・公用施設の耐震化等を実施する場合には、緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。なお、緊急防災・減災事業の平成26年度地方債計画額は5,000億円である。

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債には、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業（一

般事業（消防・防災施設）、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

### オ その他

前記イ～エのほか、特に消防費に関する財源として、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金等がある。

### （3）都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、平成24年度における歳出決算額は1,045億円であり、平成24年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.21％である（第2-1-9表）。その内容は、消防防災ヘリコプター、防災資機材及び防災施設の整備・管理運営費、消防学校費、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防、国民保護対策等に要する事務費等である。

### （4）消防庁予算額

#### ア 平成26年度当初予算

消防庁の平成26年度の当初予算額は、一般会計



第2-1-9表 都道府県の普通会計歳出決算額と防災費歳出決算額等の推移

(単位：百万円、%)

年度	普通会計 決算額 (A)	防災費 決算額 (B)	(B)/(A) ×100	(B)のうち 市町村に対するもの	
				補助金	貸付金
22	48,844,564	97,558	0.20	8,804	463
23	50,747,316	133,871	0.26	7,499	534
24	49,263,667	104,539	0.21	9,241	253

(備考) 1 「都道府県決算状況調」(総務省)により作成  
2 普通会計決算額は、東京消防庁を除く。

分と復興庁一括計上を合わせて165億67百万円となっており、平成25年度補正予算において計上した62億28百万円と合わせれば227億95百万円の予算を確保している。また、一般会計予算の規模は、126億79百万円であり、対前年度比で1億77百万円(+1.4%)の増額となっており、人件費を除く事業費ベースでは、112億20百万円であり、うち緊急消防援助隊設備整備費補助金等の消防補助負担金は、66億11百万円であり、対前年度40百万円(+0.4%)となっている。

主な事業として、ドラゴンハイパー・コマンドユニットの新設・車両等の研究開発などコンビナート災害等に対応した緊急消防援助隊の機動能力の強化

58億56百万円、消防団の装備・訓練の充実強化3億69百万円、消防団の充実強化(災害対応能力研修・入団促進・地域防災リーダーの育成等)2億16百万円、消防防災・教育訓練施設の設備(消防防災施設整備費補助金)16億19百万円、迅速・確実な災害情報の住民への伝達等ICTやG空間情報を活用した災害対応力の強化15億25百万円、コンビナート災害対策・危険物事故防止対策・消防設備等の耐災害性強化対策その他火災予防対策の推進5億77百万円となっている(第2-1-6図、第2-1-10表)。

イ 復興庁一括計上予算

平成25年度に引き続き、東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧を実施するため、復興庁の東日本大震災復興特別会計において38億88百万円、平成25年度補正予算において2.0億円の予算措置を講じた。

- 消防防災施設災害復旧費補助金(35.4億円)
- 消防防災設備災害復旧費補助金(1.1億円)

東日本大震災で大きな被害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復旧を緊急に実施するために必要となる経費を補助金として被災地方公共団体

第2-1-10表 平成26年度消防庁予算の内訳

(百万円、%)

事業内容	H26当初 (A)	H25当初 (B)	比較増減 (A-B)	増減率 (%)
国民の命を守る消防防災行政の推進(一般会計)①	12,679	12,502	177	1.4
コンビナート災害等に対応した緊急消防援助隊の機動能力の強化	5,856	5,517	339	6.1
うちエネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の新設・車両等の研究開発	665	—	665	皆増
うち緊急消防援助隊の機能強化(緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分除))	4,497	4,497	0	0.0
うち緊急消防援助隊の機能強化(拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両(無償使用))	350	422	△72	△17.0
消防団の装備・訓練の充実強化	369	—	369	皆増
消防団の充実強化(災害対応能力研修・入団促進・地域防災リーダーの育成等)	216	197	19	9.8
消防防災・教育訓練施設の整備(消防防災施設整備費補助金)	1,619	1,904	△285	△14.9
迅速・確実な災害情報の住民への伝達等ICTやG空間情報を活用した災害対応力の強化	1,525	1,830	△305	△16.6
うち消防救急デジタル無線の整備(緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分))	400	400	0	0.0
コンビナート災害対策・危険物事故防止対策・消防設備等の耐災害性強化対策その他火災予防対策の推進	577	612	△35	△5.7
その他(人件費、表彰関係経費、消防大学校管理費等)	2,517	2,442	75	3.1
被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)②	3,888	2,855	1,033	36.2
消防防災施設災害復旧費補助金・消防防災設備災害復旧費補助金	3,648	2,017	1,631	80.9
原子力災害避難指示区域消防活動費交付金	30	39	△9	△23.7
緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)等	210	799	△589	△33.0
計	3,888	2,855	1,033	36.2
計	16,567	15,357	1,210	7.9

## 第2-1-6図 平成26年度消防庁予算の概要

H26当初

予算額 165億67百万円

〔一般会計 126億79百万円 対前年度 1億77百万円増、1.4%増〕  
〔復興特別会計 38億88百万円 対前年度 10億33百万円増、36.2%増〕

※平成25年度補正予算額 62億28百万円(一般会計 60億32百万円、復興特別会計 1億96百万円)  
平成26年度当初予算と平成25年度補正予算の合計額 227億95百万円

### 国民の命を守る消防防災行政の推進(一般会計)

〈主な事業〉

	H26当初 126.8億円	H25補正 60.3億円
(1) 緊急消防援助隊の機能強化 緊急消防援助隊設備整備費補助金(消救デジタル分除く)(45.0億円)、拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両の配備(3.5億円)、ヘリ動態管理システム用設備の整備(⑤補正2.5億円)	48.5億円	2.5億円
(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の新設・車両等の研究開発 エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム(大型放水砲搭載ホース延長車、大容量送水ポンプ車)の配備(4.6億円)、災害対応のための消防ロボット技術の研究開発(2.1億円)	6.7億円	—
(3) 消防団の装備・訓練の充実強化等 消防団の装備・訓練の充実強化(救助資機材を搭載した消防ポンプ自動車の無償貸付)(3.7億円(⑤補正30.0億円))、消防団の充実強化(災害対応能力研修・入団促進・地域防災リーダーの育成等)(2.2億円)	5.9億円	30.0億円
(4) 消防防災・教育訓練施設の整備 消防防災施設整備費補助金(地域防災拠点施設・救助活動等拠点施設・広域訓練拠点施設等)(16.2億円)	16.2億円	—
(5) 消防救急デジタル無線の整備 消防救急デジタル無線の整備[緊急消防援助隊設備整備費補助金](4.0億円(⑤補正20.0億円)) ※周波数有効利用促進事業(電波利用料財源)(33.6億円)	4.0億円	20.0億円
(6) Jアラートの自動起動機の整備促進 Jアラートの自動起動機の整備促進(⑤補正7.8億円)	—	7.8億円

### 被災地における消防防災体制の充実強化(復興特別会計)

消防防災施設災害復旧費補助金(35.4億円)、消防防災設備災害復旧費補助金(1.1億円)、原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(0.3億円(⑤補正1.3億円))、緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)(2.1億円)、福島県における消防団の支援(⑤補正0.6億円)

H26当初  
38.9億円

H25補正  
2.0億円

※端数処理の関係上、数値が合わない箇所がある。

に交付するもの(国庫2/3)。

○原子力災害避難指示区域消防活動費交付金(0.3億円)(H25補正額 1.3億円)

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域において、大規模林野火災等の災害に対応するため、当該区域を管轄する消防本部の消防活動に要する資機材や福島県及び県内市町村による広域応援活動に係る出動経費を全額交付するもの。

○緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派遣ヘリ除染)等(2.1億円)

消防庁長官の指示により緊急消防援助隊として出動したヘリコプターに関し、平成26年度においてエンジン整備時の内部の除染に要する経費を負担するもの。

○福島県における消防団の支援(H25補正額0.6億円)

福島県における消防団の広域応援を支援するため、消火・救助活動等に必要な車両及び救助資機材等を無償貸付けし、広域応援を想定した訓練を実施することにより災害対応能力の向上を図るもの。

## 4. 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」の改正

消防庁では、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を定めている。

「消防力の整備指針」は、昭和36年に「消防力の基準」として市町村の消防力の強化を推進するため、必要最少限の施設・人員を定めることを目的に制定され、以来、数次にわたる一部改正が行われたが、平成12年に消防を取り巻く諸情勢の変化への対応と、市町村の自主決定要素の拡充のため、その全部が改正された。

さらに、平成17年には、警防・予防・救急・救助等の各分野の充実強化を図るとともに、想定しうるあらゆる災害に十分対応できる体制を整備していく必要性から、時代に即した基本的な理念や新たな視点を反映した基準とするため、一部改正が行われ、名称も「消防力の整備指針」と改められた。

一方、「消防水利の基準」は、消防法第20条第1項に基づき「消防に必要な水利の基準」として、消防庁が勧告したものであり、市町村の消防に必要な最少限度の水利について昭和39年に制定された。以後、市町村はこれに基づき消防水利の整備に努めてきたところである。

これらについて、さらに各種災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化等の警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化等に伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展等に伴う救急出動の増加、救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施体制の充実強化を、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害を受け、消防においても職員、車両、庁舎等が被災するなど消防活動に多大な影響が生じたことから、地震や風水害等の大規模な自然災害等への備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められている。

こうした事態を踏まえて、多様化する災害から住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため

の消防力の充実強化を着実に図っていく必要性から、消防庁では、平成26年10月に「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」を改正したものである。

### (1) 消防力の整備指針

#### ① 化学消防車

火災及び流出事故件数が施設ごとに差異があり、全体として増加傾向にある状況を踏まえ、化学消防車の配置基準は、第4類危険物を貯蔵し、又は取り扱う製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所及び一般取扱所の施設ごとの施設数に、当該施設ごとに定めた補正係数を乗じて得た数の合計数に応じた台数としたこと（第8条第1項第1号関係）。

#### ② 大型化学消防車等

市町村が大型化学高所放水車を配置した場合、大型化学消防車、大型高所放水車を各1台配置したものとみなすとしたこと（第9条第3項関係）。

#### ③ 救急自動車

救急自動車の現状の整備数や救急出動件数の将来推計等を踏まえて、救急自動車の配置基準について、人口に基づく配置基準を見直し、人口10万以下の市町村にあってはおおむね人口2万ごとに1台、人口10万を超える市町村にあっては5台に人口10万を超える人口についておおむね5万ごとに1台を加算した台数を基準とするとともに、勘案要素として「高齢化の状況」を明記したこと（第13条第1項関係）。

#### ④ 非常用消防用自動車等

大規模災害発生時に、消防本部の総力をもって災害対応するためには、非常召集した職員が使用する消防車両を整備しておくことが求められるところであり、非常用消防用自動車等の新たな配置基準を設けることとしたこと。

非常用消防ポンプ自動車については、管轄人口30万以下の消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車8台に1台、管轄人口30万を超える消防本部については稼働中の消防ポンプ自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしたこと（第17条第1項関係）。

また、非常用救急自動車については、管轄人

口30万以下の消防本部については稼働中の救急自動車6台に1台とし、管轄人口30万人を超える消防本部については稼働中の救急自動車4台に1台を基準として、地域の実情に応じて配置することとしたこと（第17条第2項関係）。

#### ⑤ 消防本部及び署所の耐震化等

東日本大震災においては、地震による揺れや津波による浸水で消防庁舎に大きな被害が発生し、その機能の維持が困難となった消防本部や署所については、被害の少なかった署所や公共施設へ機能移転して対応した例があった。

このことから、消防本部及び署所は地震災害及び風水害時等において、災害応急対策拠点としての機能を発揮するため、十分な耐震性に加えて、浸水に耐え得るよう整備する旨を明記したこと（第23条第1項関係）。

#### ⑥ 救急隊の隊員

救急隊の隊員の配置基準について、近年の救急需要の増大に伴い、地域によっては救急隊1隊あたりの出動件数が増加するなど、救急隊員を取り巻く環境は厳しくなっていることを踏まえ、救急業務の対象となる事案が特に多い地域においては、地域の実情に応じて救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の代替要員を確保することとしたこと（第28条第2項関係）。

#### ⑦ 通信員

通信施設の機能等の向上により、管轄人口規模が大きい消防本部ほど、基準数よりも少ない人員で運用可能となっていることから、通信員の配置数について、管轄人口30万を超える部分については、これまでのおおむね人口10万ごとに5人から、おおむね人口10万ごとに3人とするとともに、通信指令体制及び緊急通報の受信件数等を勘案して総数を増減させることができることとしたこと（第31条第2項関係）。

#### ⑧ 消防本部及び署所の予防要員

防火対象物や一戸建ての住宅の数に応じて予防要員の数を算定するに当たって、特に人命危険の高い対象物に対する違反是正を徹底する必要があり、さらには、違反対象物に係る公表制度や防火対象物に係る表示制度の導入等を受け、特定防火対象物を中心に、立入検査や違反処理に係る執行体制の充実強化を図る必要がある。このため、消防本部及び署所における予防

要員の数について、算定基準に用いる防火対象物ごとの係数を見直すとともに、特定防火対象物に係る係数を割増しすることで、予防要員を増員することとしたこと（第32条第1項関係）。

#### ⑨ 兼務の基準

予防業務は、その重要性、高度な専門性にかんがみ専従職員を充てることが適当と考えられる一方で、業務の執行に必要な知識等を有すると認められる警防要員が、予防要員を兼務することも有効な人材活用方策と考えられる。このことから、予防要員については、特定防火対象物以外の防火対象物数を基に算定した要員の数の2分の1と一戸建ての住宅の数を基に算定した要員の数の合算数を超えない範囲で、予防業務の執行に支障のない範囲に限り、必要な数の警防要員をもって充てることとしたこと。ただし、警防要員をもって充てることとした場合であっても、専従の予防要員の数は少なくとも2名は確保しなければならないこと（第33条第3項関係）。

また、一戸建て住宅若しくは共同住宅への防火指導又は共同住宅への立入検査に警防要員を充てる場合については、それぞれの事務に関し予防技術資格者等業務の執行に必要な知識及び技術を有する者をもって充てなければならないこと（第33条第4項関係）。

#### ⑩ 消防本部及び署所の消防職員の総数

消防本部及び署所における消防職員の総数を算定するに当たっては、消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数について、一の消防隊が複数の消防自動車に搭乗する場合の運用について、消防本部の規模及び消防用自動車等の保有状況等を勘案して消防庁長官が定めるところにより市町村があらかじめ定めている場合は、当該複数のものそれぞれを常時運用する際に必要となる消防隊の隊員数のうち最大のものとすること（第34条第1項第1号）。

#### ⑪ 消防団の設置

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）」が施行されたことを踏まえ、消防団は、大規模災害時はもとより、地域防災力の中核として将来にわたり欠くことのできない代替性のない存在であることを明記したこと。

また、特段の事情がある場合は、一市町村に二団以上置くことができることを明確にしたこと（第35条関係）。

#### ⑫ 消防団の業務及び人員の総数

消防団の業務として、災害時における避難誘導、自主防災組織を含む地域住民への指導について明記するとともに、人員の総数は業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じ必要な数としたこと（第36条関係）。

### (2) 消防水利の基準

#### ① 目的

「市町村の消防に必要な最少限度の水利について定めるもの」という表現を改め、「市町村の消防に必要な水利について定めるもの」としたこと（第1条関係）。

#### ② 消防水利の配置

大規模な地震が発生した場合の火災を想定して、耐震性を有する消防水利を地域の実情に応じて計画的に配置することを明記したこと（第4条第4項関係）。

## 5. 規制改革等への対応

### (1) 規制改革への取組

平成5年（1993年）9月16日緊急経済対策閣僚会議決定の「規制緩和等の実施について」以降、消防防災行政に係る各種の規制緩和・改革事項については、安全性の確保を図りつつ、新技術への対応、手続の簡素化などの観点から積極的に措置を講じてきた（附属資料51、52、53、54、55）。

平成25年1月23日に内閣総理大臣へ意見を述べること等を主要な任務として「規制改革会議」が設置され、主要検討課題について掘り下げた審議を行うため、4つのワーキンググループ（健康・医療WG、エネルギー・環境WG、雇用WG、創業等WG）が設置された。消防防災行政に係る項目については、「天然ガス充てん設備を併設した給油取扱所における天然ガス自動車とガソリン自動車の停車スペースの共用化」が国際先端テストとして、エネルギー・環境WGで議題となり、「規制改革に関する答申（平成25年6月5日）」を受け、今後、経済産業省及び事業者を含めた検討会において検討し、結論を得ることが「規制改革実施計画（平成25年

6月14日閣議決定）」に定められた。

また、環境や技術変化に対応した規制改革をタイムリーかつ着実に進めるため、広く国民や企業等から規制改革に関する提案をインターネット等を通じて常時受付する「規制改革ホットライン」が設置されている。

消防行政に係る安全規制は、国民の生命、身体及び財産の保護のために極めて重要なものである。消防庁としても、今後とも安全性の確保に十分配慮しながら、社会的要請に対応した規制・制度の改善等を推進していくこととしている。

### (2) 構造改革特区に係る取組

平成14年6月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において、構造改革特区制度の導入が盛り込まれ、その推進が図られることとなった。これまで消防庁では、特区制度の趣旨にかんがみ、火災予防又は防災の観点から安全性の確保に十分配慮した対応を行っている（附属資料56、57、58）。

平成24年11月に改訂された「構造改革特別区域基本方針」に、実現しなかった提案の定期的なフォローアップが盛り込まれたことを受け、過去の実現しなかった提案等の中から消防防災行政に係る項目について再検討を行った。

また、平成26年3月から平成26年4月にかけて第25次提案募集が実施され、消防防災行政に係る2項目の提案があり、検討結果を回答した。

消防庁としては、引き続き、火災予防又は防災の観点から安全性の確保に十分配慮し対応することとしている。

### (3) 総合特区制度に係る取組

平成23年6月22日に「総合特別区域法」（平成23年法律第81号）が成立し、国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的に支援する「総合特区制度」が創設された。

これまでに指定された総合特区の中で、消防防災行政に係る規制改革提案等があったものについては、具体的な検討を行い、検討結果を「担当省庁の見解」として指定地方公共団体に対し回答した。なお、指定地方公共団体が規制改革提案のうち「優先

---

提案事項」として選定した提案については、総合特区ごとに設置された「国と地方の協議会」において

協議を行い、具体的な議論を行った（附属資料59、60）。